

会 議 録 目 次

平成 2 7 年第 2 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 2 7 年 4 月 8 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	常任委員会委員の選任について・・・・・・・・・・	3
日 程 第 4	議会運営委員会委員の選任について・・・・・・・・・・	3
日 程 第 5	諸般の報告・・・・・・・・・・	6
	（1）報告第 3 号 損害賠償額の決定について	
	（2）報告第 4 号 工事施行協定の変更について	
日 程 第 6	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例等の一部を改正する条例）・・・・・・・・	12
追加日程第 1	第 30 号議案 平成 2 7 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・	15
日 程 第 7	発議第 4 号 閉会中の継続調査事件について・・・・・・・・	20
	（閉 会）・・・・・・・・・・	21

平成27年第2回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成27年4月8日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 4月8日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町       | 長 | 三 宅 信 行 |
| 総 務 部     | 長 | 臼 井 真   |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 企 画 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 総 務 部 次   | 長 | 丹 羽 勤   |
| 財 政 課     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課     | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 建 設 課     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 教 育       | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次     | 長 | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 中 川 修 治 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 任 主 事 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 常任委員会委員の選任について

日 程 第 4 議会運営員会委員の選任について

日 程 第 5 諸般の報告

(1) 報告第3号 損害賠償額の決定について

(2) 報告第4号 工事施行協定の変更について

日程第6 承認第1号 専決処分をした事件の承認について(海田町税条例等の一部を改正する条例)

追加日程第1 第30号議案 平成27年度海田町一般会計補正予算(第1号)

日程第7 発議第4号 閉会中の継続調査事件について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長(久留島) 皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第2回海田町議会臨時会を開会いたします。なお本日は、報道のためテレビ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第7に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(久留島) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、2番、大江議員、3番、兼山議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長(久留島) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(久留島) 日程第3、常任委員会委員の選任についてと、日程第4、議会運営委員会委員の選任については関連がありますので、一括議題といたします。住吉議員。

○5番(住吉) 5番議員、住吉です。常任委員会及び議会運営委員会委員の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において常任委員会及び議会運営委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては、議長に一任したいと思います。なお、常任委員会につきましては、これまでどおり各議員に希望をとっていただ

きたいと思います。以上、動議を提出いたします。

(「動議賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) ただいま今住吉議員より各常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について、正副議長含めた7名の選考委員を選出してそこで選考されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、常任委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたします。よって、本動議を、直ちに議題として採決をいたします。お諮りいたします。本動議のとおり、決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決めます。それでは選考委員を指名いたします。選考委員は正副議長並びに桑原議員、西田議員、多田議員、崎本議員、佐中議員、以上7名を選考委員に決定いたします。これより常任委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。用紙を配付します。

(用紙配布)

○議長(久留島) 繰り返しますが、自己の氏名及び第1希望第2希望を必ず記入していただきたいと思います。記入漏れはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) それでは用紙を回収します。

(用紙の回収)

○議長(久留島) 選考委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。選考委員の方は委員会にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前9時07分 休憩

午前9時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き本会議を再開します。ただいま、選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので、報告いたします。委員会条例第5条第2項の規定により、総務文教委員会委員に、大高下議員、下岡議員、多田議員、前田議員、佐中議員と私で、以上6名でございます。福祉厚生員会委員に大江議員、兼山議員、住

吉議員、岡田議員、西山議員、以上5名でございます、建設産業委員会委員に、宗像議員、桑原議員、西田議員、宮坂議員、崎本議員、以上5名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。

○議長(久留島) なお、議長は公平中立の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって議長は委員を辞任させていただきます。続いて委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員会委員に、大高下議員、桑原議員、西田議員、宮坂議員、崎本議員、前田議員、佐中議員、以上7名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。ただいま指名した方を議会運営委員会委員とすることに決定しました。それでは各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行ってください。総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。なお議会運営委員会については、各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時26分 休憩

午前9時48分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務文教委員会委員長、下岡議員、副委員長、前田議員。福祉厚生委員会委員長、兼山議員、副委員長、大江議員。建設産業委員会委員長、桑原議員、副委員長、宮坂議員。以上でございます。続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告をいたします。議会運営委員会委員長に崎本議員、副委員長に前田議員と決定いたしました。以上で、日程第3と日程第4についての審議を終了いたします。この際、執

行部の出席を求めるため暫時休憩いたします。再開は１０時１０分です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前０９時４９分 休憩

午前１０時１０分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）はい、休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本日の臨時会の会期は、本日１日と決しております。日程第５、諸般の報告を行います。報告第３号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）みなさんおはようございます。よろしく申し上げます。報告第３号、損害賠償額の決定について。寺迫二丁目地内で発生した物損事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、報告第３号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定によりご報告させていただきます。議案書の１ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は７万２,８２８円でございます。専決処分年月日は、平成２７年４月１日でございます。事故の概要について説明いたします。平成２７年３月１０日午前３時ごろ、寺迫二丁目地内の寺迫消防庫敷地内に設置されている高さ１１メートルの消防用ホース乾燥棟に吊るしてあったホースが強風のためあおられ、隣接する土地に停車してあった軽自動車の上部にホースの金具があたり、傷をつけたものでございます。過失割合につきましては当方１０割と定め、専決処分させていただき、示談を締結したものでございます。以上で説明終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。崎本議員。

○１３番（崎本）１３番崎本でございますが、ちょっとお聞きしますが、今のホースを乾燥するために、こうホースを吊るすのは分かりますが、それが、落下しないとか、動かないように、何か止めるような装置が、その干すあれに付いているか付いてないか、そこをちょっと詳しく説明お願いします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）ホース乾燥棟へのホース固定の器具につきましては、通常、町内で使用しております乾燥棟におきましては付いておりません。そのために、ロフトで固定するというような指導を行っておるところでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あれはね、考えによってはものすごい重たいものよ。だから付いてないちゅうこと自体がおかしいんよ。今後付けるような考えがあるかないか、これまだ車じゃったからえかったようなもんじゃが、これが人身事故なんかじゃったら大事になりますよ。ついてないからいうて、付けるべきじゃ思いますよ。高いんじゃから。その点どう思われますか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）この固定器具につきましては、業者の方に問い合わせをしたところ、特にございませんでした。ただ、このまま放置する訳にはいきませんので、今後、固定する器具について、業者等と話しながら、何か固定するようなものを考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今の寺迫のポンプのところを、私、消防団で部長を何年かやったことございますけれども、当時そのときに、今のホースを乾かす支柱を付けてもらった、こういう経過がある訳ですが、そのときに、今の説明では、ホースを止めなかったのか、風ですり抜けたのか。実はですね、隣に1メートル10か20ぐらいの高さに、金網があるんですね。そこにいつもホースをですね、寺迫の会館の入り口より向こう側の畑の側にホースの口金を入れてですね、ずっと縛っていくんですが、それが風ですり抜けたのかどうか、それにしてもですね、そこに車を置くこと自体も非常になんか問題があるような気がする訳です。過失相殺割合が10割というように、町側の方が何か不利のような、そういうんですが、その割合は私は、100パーセント町が悪いとも言えないというように思うんですが、その点は、保険会社が査定をしておるんかもどうか分かりません。分かりませんが、通常考えてみたら、そういう判断ができる訳なんです。何回も言っていますように、そういう過失相殺割合は三つの基準があるんですね、一つは、強制保険のそういう認定の仕方、もう一つは、保険会社が全国のそういう例を含めてですね、査定をするやり方、もう一つは、弁護団がやるやり方ですね。どれをと

るかという問題がある訳ですが、私今こう説明を聞く限りはですね、例えば、風ですり抜けたとしても、そこに車を置いておるのが 10 割ではなくて 9 割ぐらい町が責任を持って、置いた該当者ですね。それが一割ぐらいあるんじゃないかというに思うんですが、その点はどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）はい、まず、ホースの固定につきましては、議員ご指摘のとおり、当日も固定はしておりました。それが強風のためすり抜けたものでございます。それと、過失割合の関係でございますが、こちらの方の駐車につきましては、隣が相手側の親族の所有する土地になっておりまして、通常、この相手方の方がいつもそこに駐車をしていたものでございます。で、こちらの方も、固定の仕方が不十分だったということで、過失割合を 10 割とさしていただいたものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田です。今ね、いつもこういうことがあると結果報告みたいな感じでね、町が悪かったというになる。それでもう一つ言いたいのは、今はその隣の車がそこにあるとかなんとか、とかそういう説明をする時にね、簡単な平面図ぐらい付けてね、やらないと、車がどういうふうにとどこにあったのか、極端な言い方をすると、消防庫公用地の中に夜誰かが停めとって、それが当たったのか。今の説明は違いますけどもね、例えばの話が、そういうこともあるんで、まず、こういうものを説明するときには、そういう簡単な配置図を付けて、こういうことでこうなったから、町が 10 割悪いんです、というような説明しないと、今のようないろんなそういう質疑が出てくるんじゃないと思う、そういうことについて、どのように考えておるかというのが一つね、それと今出ておるように、風で揺れたと。だから、平生からね、何かあったら、今後そのようなことないようにしますとかなんとか言うが、そういう指導がまず、できとらん。そこにホースをぶら下げれば、風が吹けば揺れるというのは幼稚園の子でも分かる、の。そのためにどうするかっていうことで私もいろんなところで、こういう言葉を使うんじゃないがね、物事をやる時にまだ判断をしろ、これやって大丈夫なのか。うん、それだからそこにホースをぶら下げよう、で、後でその結果になってこういうことになったらやっぱりその判断が違うとった。いわゆる反省をしろということだね、物事には常に判断、実行、反省というのがね、付き物だということを言うとする訳よ。ところが、今の話の答弁をきいておると、まず判断がまずできとらん。反省ができとらん、実行だけがある訳よ。物事

にね。そういうことについて、例えばどのような、平時からね、例えば事故。後ろを見ずにバックしよってよその車に当たりました。どういう指導をしとるんか。答弁では今後このようなことがないようにします。今のような判断と反省ができとらんのにね、実行だけがものになっておる。だから常に、判断、実行、反省というのが一つのセットだ。とこういうふうに思うが、そういう指導の方はどのように考えとるか。それと、午前3時ごろがどうかという説明があったんですけども、その時間はどうやって特定しておるのかというのが一つね。本当にホースが当たったのかどうか。今頃ようある話。音がしたから出てみたらそうなって、多分ホースが当たったんだらうと。だれかが石を投げかも分からん、の。そういうとこの過失割合だけが、まあ町が持ちやあ保険かかっておるんじゃからええわい。そういうね、安易な気持ちで物事を判断しておるんじゃないかと思うんよね。その辺のことについてどうなのか、3点。

○議長（久留島）総務次長。

○総務部次長（丹羽）前田議員ご指摘の図面の添付につきましては、今後検討させていただきます。それと、消防団の方へ指導等につきましては、団長を通しまして、危険予知の指導の方を決定してまいりたいと考えております。それと、時間と原因の特定につきましては、当日、午前3時、その時間に娘さんがそっちの車両の方に乗られておりまして、それで、時間原因の方が特定できたものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続きまして、報告第4号、工事施行協定の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第4号、工事施行協定の変更について。平成26年度、第40号議案により議決を得た町道3号線拡幅業務に伴う呉線矢野・海田市間86キロ644メートルに位置する瀬野川東踏切拡幅工事の施行協定の協定金額の変更について、専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村） それでは、報告第４号、工事施行協定の変更についてご説明いたします。議案書の２ページをお願いいたします。また、資料１も併せてご覧ください。平成２６年第４０号議案により議決を得ました町道３号線拡幅業務に伴う呉線矢野・海田市間８６キロ６４４メートルに位置する瀬野川東踏切拡幅工事の工事施行協定の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により、これを報告するものでございます。変更の内容は、協定金額６,６８３万８,０００円を５,７０５万４,３４０円に変更するものでございます。専決事項の指定の議決に定める請負金額の１００分の１５以下で、その金額が１,０００万円を超えない範囲の変更でございましたので、平成２７年３月３０日に専決処分をさせていただきました。次に、変更の理由についてご説明いたします。ＪＲでは、３月１４日のダイヤ改正から新型車両が導入されましたが、この導入に合わせて障害物検知装置や警報器、遮断機の制御プログラムの更新を全部運行区間で実施することを決定されました。当踏切についても、協定期間を延伸してプログラムの更新を実施したいと、協議の中、申し出がございましたが、当該協定にかかる予算は年度繰り越しをすることができないため、これをお断りしました。そのため、協定期間内に実施することができなくなりました既設障害物検知装置の撤去と、新設障害物検知装置、警報器及び遮断機の制御プログラムの更新については、ＪＲの方で実施することとなったため、これに係る費用について減額をしたものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○１４番（前田） まず今の読み上げの中で、わしの耳が間違うとったらそのように言うてほしいんじゃけども、地方自治法１８２条の規定と聞こえたんじゃけどな、その辺の確認と、はっきり言ってほしい、それが一つ、ね。それから、よく理解できなかったのは、その障害物がどうか、ＪＲでやったからというんで、一旦工事が終わっとるんじゃから。それが新型車両を入れたからどうかという事で障害になっている、町の責任とは関係ないんじゃないかというふうに考えるんじゃけども。その辺の説明がはっきりしない。その辺をね、ちょっと分かりやすく説明願いたい。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） まずはじめに地方自治法のことでございますが、地方自治法の１８０条の第１項の規定に基づいて専決処分を行わさせていただきましたので、同条２項の規定

によりこれを報告するものでございますと、ご説明をさせていただきました。次に、2点目でございますが、協定期間中の工期は3月31日でございますが、新型車両の導入が3月14日、その前に、JRの方から新型車両の導入に伴って全区間を一斉に再調整するということが決まりました。その再調整に合わせて、こちらの踏切についても調整をしたいと、その調整期間がJRとしては6か月程度かかるので、6か月間の工期延伸をまず申し出がありました。しかしながら先ほども申し上げましたように、繰越予算ができませんので、それをお断りしたところ、原因者がJRでございますので、それに係るプログラム更新についてはJRの方で負担をさせていただくということで、今回減額をすることになったものでございます。

○議長（久留島）ほかに、前田議員。

○14番（前田）減額額になったらから良いとか、増額位になったからだめとか、こんなものじゃなくして、おそらく、こういうもののね、要は何が言いたいかいうと、結論から先に言うと、計画ははっきりしろということということを言いたい訳よな。分からんけども当初は忘れたけども3,000万ぐらいじゃった。それを5,000何ぼかに増やして、また、行ったり来たり、何を考えて仕事しておるのかと、結論的には言いたい訳じゃがね。JRにしてもそういう新型車両を入れるということなら、少なくとも1年や2年前から設計してね、導入するにあたっては、少なく今もちょっとあったように半年ぐらいは試運転しとるはずなんよ、最低1、2か月は試運転するはずなんよ。だから設計段階で障害物とかなんかいうそのね、言いたいことは、なんで打ち合わせをしとるんかということと言いたい訳よな。なんかのんべんだらりんとやっとする、さっきの消防のホースじゃないが、ええよぶら下げときゃ乾くよ、この程度のことしか考えとらんのかなと思うんよ。そういうところね、やっぱり今後行政をやっていく側としてはね、ぴしゃっとね、綿密な打ち合わせをしてね、そんなもの2回も3回も4回も変わるようなことではね、何やっとするのかと言いたい訳よ。もっと真剣にこうやれということと言いたい訳よ、その辺の考えはどうなの。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、議員さんご指摘のように、新型車両の導入については6月の中旬ごろにJRの方からプレスリリースはされております。しかしながら、平成22年度当時からこの踏切の改良について協議をJRと断続的に行ってございましたが、JRの方からそういった新型車両について、導入に伴っての踏切改良の協定内容に影響が出ると

というようなことは、協定締結後に至っても出てまいりませんでした。それが、この度2月の中旬ごろに初めてJRの方からこのような申し出があつて分かったものでございます。今後につきましては、おっしゃられましたように、できるだけ双方の意思疎通を図って、綿密な打ち合わせができるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号については、これをもって終結いたします。これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第1号、専決処分した事件の承認について。海田町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正したことに伴い、課税事務上必要があり特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、本年3月31日付けをもって専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。議案書3ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し町議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は、別紙専決処分のとおりでございます。専決処分年月日は、平成27年3月31日でございます。議案書4ページをお開きください。資料については、資料2の海田町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、資料3の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要をお願いします。改正内容については、資料3の条例の概要でご説明いたします。今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことに伴うものでございます。まず、第1条関係、海田町税条例の一部改正についてご説明いたします。最初に、1の町民税関係の改正でございますが、第31条の改正については、法人町民税均等割の税率適用区分でありま

す資本金等の額に係る改正があったため、規定の整理を行うものでございます。次に、第 48 条及び第 50 条の改正ですが、法律の改正に伴い引用条項の整理を行うものでございます。次の、附則第 9 条及び附則第 9 条の 2 の改正ですが、ふるさと納税のワンストップ特例制度の創設に伴い、規定の整理を行うものでございます。次に、2 の固定資産税関係の改正ですが、附則第 11 条、附則第 12 条、裏面 2 ページの、附則第 12 条の 2 及び附則第 13 条の改正については、平成 27 年度が評価替えとなる基準年度であり、これに伴いまして、見出しの変更及び字句の整理等を行い、平成 27 年度から平成 29 年度まで継続するものでございます。次に、3 の特別土地保有税関係の改正ですが、附則第 15 条の改正については、現行の特例を平成 27 年度から平成 29 年度まで継続するものでございます。第 1 条関係の施行期日は全て平成 27 年 4 月 1 日でございます。続いて、第 2 条関係、海田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。これは、昨年 6 月に議決でいただきました海田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。附則第 1 条及び附則第 4 条の改正については、平成 27 年度分以後の年度分の軽自動車税に適用することとされていましたが原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始時期が 1 年間延期されたことに伴い、施行期日、経過措置について規定の整備を行うものでございます。第 2 条関係の施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。先ほど説明がありました均等割の部分を、本条例の中で提案をされておりますけれども、所得割はどうなるのか。いろいろ政府はですね、賃上げの配慮を措置して、税の先行減税というのが何回も私の記憶では出たり引っ込んだりというのがありましたので、今回は出されております均等割、それ以外の所得割ですね、法人の所得割についてはどういうことなのか、これもうひとつ、附則の中で、軽自動車の問題で、原動機付自転車及び二輪というように、この表示だけでありますが、二輪車の原動機付、一種、二種ですよね、原動機付きおよび、これはどういう意味なのか、ほかの 4 輪、3 輪もあるんでしょうけども、他の扱いはどうなるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）2 点目の原付の関係なんですけど、ご説明いたしますと、原付第一種につきましては 50cc 以下ということになっております。第二種につきましては、90cc

以下、原付甲については 125cc というようになっております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）法人町民税の均等割ともう一つは法人税割という部分ございますが、法人税割について、税率その他について地方税法上の変更はございません。ただし、法人税法の方が、今おっしゃられたような内容で変わるというところでございますが、現段階で、法人税法の詳しい内容について、まだ了知しておりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）聞きたかったのはですね、4月1日から法人税率 25.5 パーセントが 23.9 パーセントに引き下げられるというね、そういう私、いろいろこう知識として入っておりますが、それが今回、法の改正によって適用されているのかどうか。これを聞いた訳ですが、再度それをお尋ねをいたします。それからもう一つ、一種と二種の、原付の一種と二種の区分けを説明された訳ですが、これが1年間延びたということは、二輪車だけなのか、それから、今 90cc 以下が第二種と言われましたが、私の記憶では 125cc 未満 cc ですね、これが第二種というように考えるんですが、それはいつ同様に変更されているのかどうか、どうかお尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）2点目につきましては、原付自転車、ですから、今の 50cc、90cc 以下と、125cc 以下、軽二輪が 250cc 以下、小型二輪につきましては 250 を超えるバイクということなんですが、これが1年延びたということでありまして、実際四輪等につきましては、これは、変更はございません。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）今の、原動機付自転車的一种、二種の区分でございますが、50cc 以下のものが原動機付自転車の第一種でございます。90cc 以下のものが原動機付、原付の乙でございます。それから 125cc 以下のものが原付の第二種甲というふうな区分をしております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）いま一度申し上げますが、町税条例で定めます法人の町民税につきましては、法人税割と均等割でございまして、今回、均等割のみ変わっております。法人税割の税率については変わっておりませんが、元になる法人税法が確かに変わっておるという事は分かっておりますが、現段階で、その詳しい内容については、我々の中では完

全に判断できないと。地方税法の改正につきましては、詳しい資料が、総務省から県を通じてまいって、この度、町税条例で改正できる資料が来ておりますが、法人税法の方については、まだ国税庁の方から詳しい内容についての資料が来ておりませんので、新聞報道である程度は知っておりますが、まだ了知しておりません。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）意義なしと認めます。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）追加日程。ここでお諮りいたします。ただいま、町長から第30号議案が提出されました。本件は、緊急を要しますので急施事件と認め、この際、日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第30号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）追加日程第1、第30号議案、平成27年度海田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第30号議案、平成27年度海田町一般会計補正予算（第1号）。この補正予算につきましては、海田南小学校の空調設備を増設するための予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第30号議案、平成27年度海田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料4の

平成 27 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。それでは、資料の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。教育費の小学校改修事業につきましては、海田南小学校の新入学児童数が見込みよりも多く、相談室を普通教室に転用する必要が生じたため、370 万円を増額し、エアコンを設置するものでございます。なお、資料 5 で工事の概要を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。続きまして、歳入をご説明いたします。資料の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。この度の補正予算の財源とするため、財政調整基金を 370 万円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 30 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 370 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 100 億 4,170 万円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です、2 点ほどお伺いします。まず、1 年生のクラスが 1 クラス増えるということですが、これ、いつの段階で 1 クラス増えると判断したんでしょうか。2 点目、この空調の工事期間はいつを予定されているんでしょうか。以上 2 点、お願いします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）まず 1 点目でございますが、3 月になってから把握したものでございます。2 点目につきましては、予算がつき次第速やかに施工しまして、予定工事の完了の予定としては 7 月上旬を予定しております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）速やかに工事いうても、ここを普通教室として使うんですよね。その辺、放課後だけ工事をするのかというふうにも取れますし、あるいは土日だけ工事するのかとも取れますし、大体 7 月に工事を終わりますいうても、もう 6 月頃から使わにゃけんと思うんですが、それは前倒しできないんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）工事について、答弁をさせていただきます。予算の方を可決いただきましたら、その後発注準備に直ちにかかるんですけれども、業者に対する見積期間であったりゴールデンウィーク等がございますので、おそらく 5 月の中旬ぐらいから着手に

なってしまうかと思います。ただ、機材のそれからの手配等がございますので、6月の上旬ぐらいから、上旬じゃない、6月の中旬ぐらいに機材の方が最短で入ってくると今考えております。その後、土日等を活用しながら、室内の方は整備を行います。室外については、授業に支障のない範囲で、順次行ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）人口が増えたり児童は増えたりすることは大いに歓迎をいたしますし、いろんな努力の成果だというように判断をする訳ですけども、これまでですね、耐震工事あるいはそれらによって、空調設備がいくらかされてきた訳ですね、この、調整によって新たに、こうするのではなくてですね、それらを活用して、より有効な予算の使い方、例えば空き教室であるとか、余裕教室であるとか、そういうところを操作をしながら、検討して、ここに計上されて予算を提案をされたのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）余裕教室についてはございませんが、部屋の操作、調整をしながら、今回提案させてもらったものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）だから、どういうところまで検討されたのかどうか聞くんですね。新たに新しいものを370万円をかけてつくるのか、それとも、いろんなところを調整をしながら、最小の経費で最大の効果を呼ぶ、この観点ですね。これで検討されてやむを得ず、370万円かけて1クラスに空調設備をつけるのかどうか、その考え方いうんか、いきさつをお尋ねしておるんです。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）今回の南小のケースについてご説明させていただきます。南小学校の普通教室でエアコンがついていない部屋は、2部屋ございました。今回の学級増について1部屋計上させていただくというものです。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）いや、それは分かるんですよ。分かるんだけど、例えば、耐震の工事をやって、その付けた空調設備、これを大いに利用することも一つの方法だと考える訳ですね。これも検討しての上でこうなのかというお尋ねをしておるんです。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今、ご指摘のとおりでございまして、エアコン設置それから耐震工事等、その中で何が最適かということは常に考えてやってきたつもりでございます。ただ学級増についてはですね、昨年度、エアコンを全部設置したときの必要最小限の予算の中で、必要最小限の数しか設置しておりませんから、こうした突発的な学級増に対しての対応っていうものが、その都度やっていかざるを得ない状況があると、ここはご理解いただきたいなと思っております。また、耐震工事それから今からのさまざまの工事の中でですね、効果的な方法というのは常に考えて今からもやっていきたいと思ひますし、今までもそうしてきたつもりでございします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）12番、前田ですがね、今の説明、さっきからも言うようにね、あたかも当然のごとくのような答弁なんじゃけどね、3月1日になって児童が増えるのは分かったと、こういうような説明もありますがね、児童数なんていうのはおぎゃあいうた後から、何年度は何ぼ、数はみな分かつとる訳。ただその中で、今の説明、だから、いわゆる説明不足、あっちの方で頭を傾げとるがの、何で頭を傾げとるんか知らんけども、急きょ転入者が多かったのか、やっぱりそういう説明をしないとね、3月1日になって子どもが増えたから1教室足らんようになったんよ、あとはおまえら手を挙げ、賛成せえ、これじゃあ説明が足らんのよの。特に転入者が多かった、幸いにして海田町は人口が増えとる、非常に良いこと。やっぱりこれぐらいのね、つけ加えがないとね、今言うたように、おぎゃあ言うたときには平成何年度は子どもが何人入る、そんなものは分かつてしもうとる。6年先は、何人子ども、教室がいくつどこに、西にいるのか、東にいるのか、ね、分つとる訳よ。そこらから、さっき言うようにね、計画性がない訳よ、その答弁にしても親切味がないよ。ただ子どもが増えたのが3月1日になって分かった。補正予算のときになぜそれが分からんのか。こういうことを言いたい訳よの。本当に親身なつて物事を考えとらん。行き当たりばつたりのことをやつとるけえ、ね、わずか4月が3日か1週間もならんうちに補正予算出さにゃならん。どこに予算組んどるんかいうて言いたい訳よね。そういうところ、真剣味が足らんからやの、3月1日、特にその説明の中で転入者が予想以上に増えてこうなつたとか、やっぱり、そこらまで説明しないとね、その説明をぴしゃつとしてくれ。3月1日になってちょっと児童数が増えたから1教室足らんようになったこんだけだけじゃ理解がしにくい。もうちょっと詳しく説明してほしい。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）当初、新１年生につきましては、105人で35人学級で3クラスということで予定しておりましたが、転入者が多かったために、107人の見込みになりましたので、4クラスの編成となった次第でございます。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）入るかもしれないという情報は3月の当初からありました。しかしながら、それが確定したのは3月の20日を過ぎた時期に、間違いなく南小の方へ入学をするというものが2人出てきたという経緯でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。教室が足りなくなっという工事をしなきゃならん教室が足りなくなっというのを工事するということについては理解を示しますけれども、先日海田東小学校の入学式に行った時に、海田小学校でも1クラス増えているという話が、校長のほうからされました。で、ほいじゃ教室はどうなんですかね、といったら、余裕教室の中でクーラーの付いた部屋がある、そういう部屋を活用しながら、運用してまいりたいというふうに校長の方がおっしゃられた。たぶん教育委員会もそれを承認されてやられておるんじゃないかと思います。南小にはそういうことは、例えば今補正予算で緊急にやらなきゃならないほど、そういう教室がないのかあるのか、そういう説明もきちんとされた中で、予算を承認してください、というのは理解できるんですが、よその学校では、そういうことを実際にやられている、そういう中で整理されている。ここではそれが全くできないのかどうか、それについてきちんとしたご説明を願いたいです。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）今議員ご指摘のとおり、東小も同様に学級増をしており、その教室の配置等をする中で、特にこのように、エアコン、空調設備の増設をしておりません。しかしながら南小学校につきましては、小人数学級、あ、ごめんなさい、小人数指導をするような部屋等が必要であります。ということで、この資料室、相談室のどちらかを空調設備を増設しないと、普通学級、通常学級に対応できないということでの、ものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）今の説明も多少分かるんですが、ただ、教室自体に全く余裕教室自体が、

他に転用できる教室が全くないというふうに、なんですかね、その辺についてきちんとした、今の説明がないような気がするんですよ。で、海田東では余裕教室の中をうまく回しながら、1クラスをつくられてる訳ですよ。南にはそれが全くできないのかどうか、それについてご説明願います。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）はい、南小学校では、そのように転用をしましても、空調をつくらなくてもいいという部屋はございませんでした。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第30号議案については、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、発議第4号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をいたします。議員各位には、ご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第109条第8項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされております。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について、議員の資質の向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応しようとするものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第４号について、採決を行います。お諮りいたします。発議第４号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第４号は、原案のとおりこれを決します。以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて、平成 27 年第 2 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さんご苦勞さまでした。

午前 10 時 59 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員